

令和五年厚生労働省令第八十号

新型インフルエンザ等対策特別措置法第三
十四条第二項に規定する検体採取及び同法

第三十二条の三第一項に規定する厚生労働
省令で定める者を定める省令

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二
十四年法律第三十一条）第三十二条第二項及び同

法第三十二条の三第一項の規定に基づき、新型イ
ンフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第二項
に規定する検体採取及び同法第三十二条の三第一
項に規定する厚生労働省令で定める者を定める省
令を次のように定める。

（法第三十二条第二項に規定する検体採取）

第一条 新型インフルエンザ等対策特別措置法
（平成二十四年法律第三十一条）以下「法」と
いう。第三十二条第二項に規定する検体採取
は、鼻腔拭い液、咽頭拭い液その他これらに類
するものを採取する行為とする。

（法第三十二条の三第一項に規定する厚生労働
省令で定める診療放射線技師）

第二条 法第三十二条の三第一項に規定する厚生労
働省令で定める診療放射線技師は、令和六年四
月一日以後に診療放射線技師国家試験に合格し
た者であつて診療放射線技師の免許を受けたも
の又は同日前に診療放射線技師の免許を受けたも
の（同日前に診療放射線技師国家試験に合格し
た者であつて同日以後に診療放射線技師の免許
を受けたものを含む。）であつて良質かつ適切
な医療を効率的に提供する体制の確保を推進す
るための医療法等の一部を改正する法律（令和
三年法律第四十九号）附則第十三条第一項の厚
生労働大臣が指定する研修を受けたものとす
る。

（法第三十二条の三第一項に規定する厚生労働
省令で定める臨床工学技士）

第三条 法第三十二条の三第一項に規定する厚生労
働省令で定める臨床工学技士は、令和七年四月
一日以後に臨床工学技士国家試験に合格した者
であつて臨床工学技士の免許を受けたもの又は
同日前に臨床工学技士の免許を受けた者（同日
前に臨床工学技士の免許を受けた者（同日
前に臨床工学技士国家試験に合格した者であつ
て同日以後に臨床工学技士の免許を受けたもの
を含む。）であつて良質かつ適切な医療を効率
的に提供する体制の確保を推進するための医療
法等の一部を改正する法律附則第十五条第一項
の厚生労働大臣が指定する研修を受けたものと
する。

この省令は、令和六年四月一日から施行す
る。

附 則